

2018年11月1日

株主各位

大阪市北区中之島三丁目2番4号

帝人株式会社

代表取締役社長執行役員 鈴木 純

第153期中間配当金に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社取締役会において、第153期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の中間配当金の支払いについて下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

敬具

記

当社定款の規定にもとづき、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者の方に対し、次の通り中間配当金を支払う。

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 中間配当金 | 1株につき 30円 |
| 2. 効力発生日及び支払開始日 | 2018年12月3日（月） |

以上

中間配当金関係の書類は、第153期 中間報告書「株主通信」とともに11月30日（金）にお送りする予定です。